

まちの情報紙・広報

2021

おおよど 7

Community information of Oyodo

No.579

早くコロナが収束し
皆が元気にすごせ
ますように

短冊に願いを込めて

【表紙】町役場各所に設置された七夕飾りには、コロナの収束を願う短冊が多くみられました。青、赤、黄、白、黒(紫)の短冊の色にはそれぞれに意味があって、願いごとにあった色に願いを書くと、叶いやすくなると言われています。みなさんの今年一番の願いごとは何ですか？

- 02 7月は差別をなくす強調月間
- 06 議会だより
- 10 夏のイベント情報
- 12 スマホのルールを考えよう
- 15 熱中症にならないために

7月は差別をなくす強調月間

- 人どうしが認めあえる「人権のまち」づくりを -



てんいち先生とひかりちゃん

人権を確かめあうことから

差別をなくすためには、差別に気づき、差別の現実を知ることが大切です。まず、自分の人権が侵害されていないか、自分の周辺の人たちの人権は守られているかを確かめましょう。学校や職場、家庭、地域などで理由もなく不利益を受けていないか、また不利益を与えていないかをしっかりと見極めましょう。

日常生活のなかで、相手のちょっとした一言で傷ついたり、悲しんだり、怒ったりすることがあります。自分が加害者になるときもあります。自分の気持ちを伝えるときに、相手の気持ちにも思いをめぐらせて、互いの人権を確かめあうことから始めましょう。

新型コロナウイルス感染症を理由とした人権侵害をなくそう

コロナ禍において、感染への不安から不当な差別や感染者への誹謗中傷が社会問題となっています。感染拡大防止のための活動自粛や制約の長期化、先の見通しの不透明さによる不安のためだと思われませんが、このような行為は許されるものではありません。新型コロナウイルス感染症に関連した誤った情報や、不確かな情報の拡散による差別やいじめ等の人権侵害はあってはなりません。

認めあえる人権のまちづくりを

人権のまちとは人が大切にされるまちです。住民同士が互いに認めあい、支え合えるまちです。人を認めることが人とのつながりを生み、そしてそれが地域を作り、まちを作ります。認めること、つながることにより人権のまち、明るく住みよいまちが実現できるのです。

差別をなくす強調月間を機に、次のことを提起します。

- ①差別の現実を知ろう。
- ②人を認めあい、人の気持ちを思いやることを大事にしよう。
- ③差別に気づく感性を育てよう。
- ④互いに支えあえる人とのつながりを作ろう。
- ⑤差別や不合理について指摘しあい、語りあえる人間関係へと高めよう。

毎月11日は「人権を確かめあう日」

大淀町では、県下の市町村とともに、毎月11日を「人権を確かめあう日」と定め、人権を大切にすまちづくりをめざしています。11日に限らず、互いの人権が守られているのか、確かめあいましょう。



第71回 社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

社会を明るくする運動とは

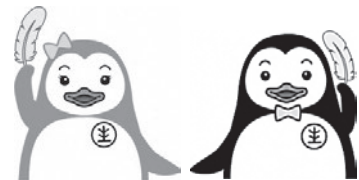
社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。



地域のチカラが犯罪や非行を防ぐ

犯罪や非行をなくすためには、取り締まりの強化のほかにも、更生し立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりも大切です。

立ち直りを支える家庭や地域をつくるためには、一部の人たちだけでなく、地域のすべての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。社会を明るくする運動では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることをめざしています。



更生ペンギンのサラちゃん

更生ペンギンのホゴちゃん

町の取り組みについて

「差別をなくす強調月間」と並行して、関係機関・団体と連携しながら、あらかしテレビやのぼり旗等による啓発のほか、公共施設に特設ブースを設置します。この機会に、人権が尊重され、すべての人が共に暮らせる明るい社会の実現に取り組みましょう。

特設ブース情報

設置場所

町役場1階 町民ホール、町立桜ヶ丘総合センター、町立旭ヶ丘総合センター

設置期間 7月1日(木)～30日(金)

☎ 町役場 福祉介護課 ☎0747-52-5513

「差別をなくす町民集会」に代わる人権啓発講演を放送します

毎年開催している「差別をなくす町民集会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度の開催は中止することを決定しました。これに代わり、真道ゴーさんのLGBTQ講演を大淀あらかしテレビおよび大淀町公式YouTubeで放送します。

放送期間

あらかしテレビ 7月9日(金)～22日(木)

大淀町公式YouTube 7月23日(金)～31日(土)

講演内容

「自分らしく生きる」をテーマとして、心と体の性別の不一致に悩み苦しんでいた自身の経験をもとに、人生の選択肢の多様化やこれからの生き方について語っていただきます。



しんどう 真道 ゴー

性同一性障がいにも悩みながらも、ボクシングと出会い世界チャンピオンに輝く。現在、株式会社真道を立ち上げ、障がいを持つ子どもから大人までの支援を行う事業を展開している。

福祉医療費助成制度のお知らせ

☎ 町役場 人権住民保険課 ☎0747-52-5528



受給資格証の更新手続きをしてください

町では、子ども、心身障がい者、ひとり親家庭の人等に対する医療費の助成を行っています。受給資格証の更新が必要な人には、7月中旬に案内文書と書類を送付します。必要事項を記入し、町役場人権住民保険課に提出してください。申請後に所得の確認を行い、新しい受給資格証を交付します。

※ 本町に住所を有する健康保険の加入者で、それぞれの制度の要件を満たし、申請がまだの人は、町役場人権住民保険課へ申請してください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、返信用封筒(切手不要)を同封しますので、郵送での提出にご協力ください。



子ども医療費助成制度の受給資格者は、申請時から対象期間満了までのものを交付しているため、今回の更新手続きは必要ありません。

医療費の助成方法



医療機関窓口(病院、薬局、柔道整復施術所)では、健康保険証と受給資格証を受診の都度必ず提示してください。

- 医療費助成対象者(未就学児以外)は、医療保険の自己負担額を一旦支払ってください。約3か月後に一部負担金を差し引いた助成金を登録口座へ振り込みます。
- 未就学児の場合は、一部負担金のみ支払いをしてください。なお、保険適用外の費用、入院時の食事負担などは助成の対象にはなりません。



注意事項

- 県外で受診した場合は申請が必要です。町役場人権住民保険課へ領収書を持参してください。
- 医療機関の窓口での支払いが困難な場合は、相談してください。
- 保育所、幼稚園、小学校、中学校でのけがについては、各校園等において加入している日本スポーツ振興センター災害給付制度での給付となり、福祉医療費助成の対象外となります。該当する場合は、学校、園等へ申し出てください。

福祉医療助成制度の概要

助成制度名	対象者	一部負担金
乳幼児医療	0歳児～義務教育就学前までの乳幼児	通院：1医療機関につき1か月500円 ◆小・中学生は1医療機関につき1か月1,000円 入院：1医療機関につき1か月1,000円 ◆14日未満の入院の場合は1医療機関につき1か月500円 ※ 身体障害者手帳3級の人への助成は、医療費の自己負担額から一部負担金を差し引いた残りの半額が助成されます。
子ども医療	小中学生	
心身障害者医療	1歳以上75歳未満で1・2・3級の身体障害者手帳またはA1・A2判定の療育手帳を所持している人	
ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭の親と18歳未満の児童およびこれに準じる人	
重度心身障害老人等医療	65歳以上の後期高齢者医療制度に加入している1・2・3級の身体障害者手帳またはA1・A2判定の療育手帳を所持している人およびひとり親家庭等医療費助成制度に該当する人	

税務課 からののお知らせ

☎ 町役場 税務課 ☎0747-52-5511

01 税金は納期内に納めましょう

固定資産税(第2期)の納期限は**8月2日(月)**です。納期内に納めましょう。

納税には安心・便利な口座振替制度をご利用ください。口座振替の申し込みの際は、納付書・通帳・届出印を持参のうえ、直接金融機関で申し込んでください。

■令和3年度の固定資産税の納期限

全期・第1期	第2期
4月30日(金)	8月2日(月)
第3期	第4期
9月30日(木)	11月30日(火)

02 家屋調査にご協力を

町役場税務課では、新築・増築・改築家屋の実地調査を行っています。この調査により、固定資産税の課税の基礎額を決定します。

調査対象の家屋は、令和3年中に完成した家屋です。店舗や事務所、倉庫、付属家、車庫などの床面積の小さい建物も含まれます。

調査を受けていない人は、町役場税務課に申し出てください。調査の時間は40分程度です。希望の日時があれば事前に連絡してください。調査の際は、建物図面を用意してください。

03 取り壊し家屋は手続きを

今年中かそれ以前に家屋を取り壊した人は、滅失登記(法務局で)、または取り壊し届け(町役場税務課で)の手続きを必ずしてください。

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給適応期間を延長

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について、交付金の適用期間が令和3年9月30日まで延長されました。

この交付金は、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる人が療養のため勤務することができない場合、勤務することができなかった期間分(一定の要件を満たした場合に限る)、支給されるものです。

対象者

大淀町国民健康保険および奈良県後期高齢者医療保険の被保険者

適用期間

令和2年1月1日～令和3年9月30日の間で、療養のため勤務することができない期間

注意事項

- 支給を受けるためには、申請が必要です。
- 給与等の支払いを受けている人に限ります。

☎ 町役場 人権住民保険課 ☎0747-52-5528

教えて！ 介護保険 だより

介護保険料の決定通知書を送付します

65歳以上の人(第1号被保険者)に、今年度の介護保険料決定通知書を7月上旬に送付します。この通知書は、今年度の介護保険料の納付金額(年額)や納付方法などをお知らせするものですので、ご確認ください。

負担割合証の送付について

要介護(要支援)認定を受けている人および総合事業の事業対象者全員に、新しい介護保険負担割合証を7月中旬に送付します。

8月以降も引き続き、介護サービスを利用するときは、被保険者証と負担割合証の2枚を一緒にしてサービス提供事業所や施設へ提示してください。

☎ 町役場 福祉介護課 ☎0747-52-5530

議会だより

令和3年町議会 第2回定例会

令和3年町議会第2回定例会
が、6月4日(金)から6月15日
(火)まで開かれました。審議結
果は次のとおりです。

審議結果

予算の繰越等の報告

- 令和2年度大淀町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 令和2年度大淀町病院事業清算特別会計継続費繰越計算書の報告について
- 令和2年度大淀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 令和2年度大淀町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和2年度大淀町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和2年度大淀町土地開発公社決算書及び令和3年度大淀町土地開発公社計画書の報告について

令和2年度有限会社吉野路大淀振興センター決算書及び令和3年度有限会社吉野路大淀振興センター予算書の報告について

予算の補正

令和3年度大淀町一般会計補正予算(第1号)【可決】

議会の傍聴について

町議会傍聴の際、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用および検温(体温)協力いただきありがとうございました。

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

▶ 情報公開制度

情報公開制度は、町が保有する町制情報を具体的に明らかにすることで、町民のみなさんへの説明責任を果たし、公正で開かれた町政運営を保障していくための制度です。

なお、令和2年度において、情報公開の請求はありませんでした。

▶ 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報の適正な管理やルールを定め、町が保有する個人情報に対する本人の開示などを請求する権利を明らかにし、個人の権利利益などの保護を図るための制度です。令和2年度における保有個人情報開示請求件数は、下記のとおりです。

	請求内容	決定内容	公開拒否事由	不服申し立て	実施機関
1	〇〇および〇〇の戸籍全部事項証明書の請求書(過去4か月以内)	部分開示	②③	なし	町長
2	〇〇の診療録等の写し	非開示	不存在	なし	町長
3	〇〇の手帳に関する診断書	部分開示	②③	なし	町長
4	〇〇に関する診療記録	全部開示	—	なし	町長

②：大淀町個人情報保護条例第14条第2号（個人に関する情報）

③：大淀町個人情報保護条例第14条第3号（法人に関する情報）

令和3年度 区長一覧(敬称略)

区名	氏名	区名	氏名	区名	氏名
中 増	◎池田 政則	金吾町	○古西 克存	西町6丁目	大坪 義徳
西 増	櫛 俊文	吉野平	◇仲嶋 時博	香梨台	清水 諭司
増 □	篠原 達司	畑 屋	森 健治	車坂町	柏木 昭雄
出 □	川西 彰	持 尾	木寅 吉英	高見台	辻 正幸
比 曾	○山本 内匠	矢 走	東川 和憲	つつじヶ丘	曾ヶ端保夫
上比曾	◇前田 繁	芦 原	城 秀樹	北町1丁目	岸本 正一
北六田	小西 政雄	新町1丁目	△辻井 和要	北町2丁目	△岩本 良博
北 野	△森田 雅人	新町2丁目	安川 修	北町3丁目	長谷川 昇
新 野	岡田 憲次	新町3丁目	梅本 隆昭	北町学園前	上平賢次郎
馬 佐	△今西 章	岡崎1丁目	伊藤 清祐	岩壺	△植田 善彦
□越部	中谷 修	岡崎2丁目	○下西 佳行	鉾立	前田 勝久
中越部	谷野 勉	岡崎3丁目	竹田 浩三	大岩	○中上 繁
奥越部	玉木代志次	西町1丁目	西本 恒久	今木	宮本 定則
土 田	△上村 喜彦	西町2丁目	小川 正雄	薬水	中尾 六男
南大和	△井上 薫	西町3丁目	田原 善弘	佐名伝	△山口 隆弘
□桧垣本	中川 良三	西町4丁目	山田 洋史	大阿太 グリーンポリス	山本 眞司
上桧垣本	西本 隆博	西町5丁目	上西 修身	花吉野 ガーデンヒルズ	宮本賢太郎

【町区長会役員 ◎会長 ○副会長 △理事 ◇監事】 町役場 総務課 ☎0747-52-5501



大淀町ふるさと応援寄附金

5月中に35名のみなさんから寄附をいただきました。

みなさんの熱い想いを実現できるように、大切に活用させていただきます。今後も変わらぬ応援をお願いいたします。

「令和3年経済センサスー活動調査」 ご協力ありがとうございました

令和3年経済センサスー活動調査の実施にあたり、調査にご協力いただいた事業所・企業のみなさんありがとうございました。

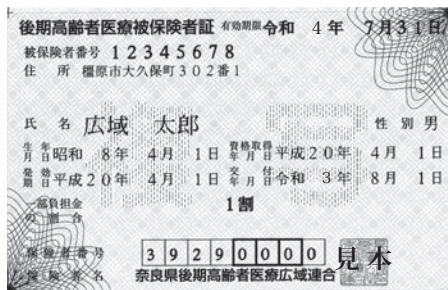
調査の結果は、国や地方公共団体、民間企業における基礎資料として活用されます。

今後とも統計調査へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

町役場 総務課 ☎0747-52-5501

後期高齢者(長寿)医療保険のお知らせ

後期高齢者医療保険の保険証が更新されます



▲後期高齢者医療保険の保険証(見本)

新しい保険証は7月下旬に簡易書留で郵送します。

- 8月1日以降、医療機関を利用するときは、有効期限が「令和4年7月31日」となっていることを確認のうえ、新しい保険証を提示してください。
- 有効期限の切れた保険証は、町役場人権住民保険課へ返却するか、ハサミで裁断するなど、個人情報に注意して処分してください。

※ 保険証は広域連合から一括で発送するため、被保険者一人ひとりに郵送されます。

後期高齢者医療保険料が決定しました

令和3年度後期高齢者医療保険料の決定通知書を被保険者一人ひとりに郵送します。保険料は特別徴収(年金天引き)または普通徴収(納付書または口座引落)により納付してください。

令和3年度の保険料計算方法

$$\begin{array}{c} \text{1人あたりの年間} \\ \text{保険料} \\ \text{(限度額64万円)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{48,100円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額} \rightarrow \text{前年所得に基づき算出} \\ \text{基礎控除(43万円)後の総所得金額等} \times 9.41\% \\ \text{※ 今年度から基礎控除額が33万円から43万円に変わりました。} \end{array}$$

保険料(年間)は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。所得割額は前年所得に基づき算出します。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の主たる生計維持者の事業収入・山林収入・不動産収入・給与収入の減少が見込まれるときは、保険料の減免を受けることができます。

保険料の軽減措置

世帯主と同一世帯内の被保険者の総所得金額等に応じて、均等割額が軽減されます。下記の軽減措置を受けるには、税法上の申告義務がない人(障害年金、遺族年金等受給者、被扶養者および所得のない人)であっても、町役場税務課窓口で所得の申告をする必要があります。

軽減割合	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
7割軽減	「基礎控除(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)」を超えない世帯
5割軽減	「基礎控除(43万円)+28.5万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)」を超えない世帯
2割軽減	「基礎控除(43万円)+52万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)」を超えない世帯

均等割額の軽減基準の変更について

令和3年度から軽減の基準が変わりました。軽減の基準となる「10万円×(給与所得者等の数-1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。「給与所得者等」とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)または公的年金等に係る所得がある人(公的年金等の収入金額が、65歳以上で125万円超または65歳未満で60万円超)です。

被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する日の前日に、会社の健康保険や共済組合等の被扶養者であった人は、新たに保険料負担が生じることとなります。このため、緩和措置として所得割額がかからず、均等割額は被保険者となる月から2年間に限り、5割軽減されます。

※ 軽減措置は、7割軽減対象を優先します。

☎ 町役場 人権住民保険課 ☎0747-52-5528

国民年金のお知らせ

☎ 町役場 人権住民保険課 ☎0747-52-5538
・大和高田年金事務所 ☎0745-22-3531

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金保険料免除申請は、経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度です。なお、本人、配偶者、世帯主の所得制限があります。令和3年度分の免除等の受付を7月1日より開始しています。

申請期間

保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1か月前)について、さかのぼって免除等を申請することができます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします。

注意事項

- 所得要件の審査は市町村民税の申告内容をもとに行うので、所得申告を忘れずに行ってください。
- 継続免除申請を利用して承認を受けている人は、申請をする必要はありません。
- 保険料の免除を受けず保険料が未納の場合、障害基礎年金や遺族年金が受けられない場合がありますので注意してください。

申請に必要なもの

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書(学生は国民年金保険料学生納付特例申請書と学生証の写し)
- 基礎年金番号またはマイナンバー(個人番号)のわかるもの
- 離職・退職した人は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し、共済組合加入者であった人は、退職辞令書の写し

- ※ マイナンバーにより郵送で申請する場合は、免許証やマイナンバーカードのコピーなどの本人確認書類を添付してください。
- ※ 各申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

20歳になった人へ、国民年金制度の案内動画を配信

日本に住んでいる20歳以上の人は、国民年金に加入し保険料を納付する義務があります。日本年金機構ホームページでは、国民年金制度について、保険料の納付方法や免除の手続きなどをわかりやすく動画で案内しています。ぜひ、右記のQRコードからアクセスしてご覧ください。



▲日本年金機構
ホームページ

文化会館イベント

ひだまりピアノ de 演奏を楽しもう!

7月21日(水)～8月30日(月)

町文化会館ひだまりホールに設置しているピアノを無料開放します。予約は不要ですので、いつでも気軽にピアノ演奏を楽しんでください。空き状況については、町文化会館公式 Facebook を確認してください。

回 7月21日(水)～8月30日(月)

(火曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

※ 1組2人まで、演奏は1組1時間程度でお願いします。

申問 町文化会館 ☎0747-54-2110

8/21(土) 町文化会館で肝だめし

暗闇の町文化会館できもだめしを開催します。関門を突破して、無事にゴールにたどり着けるでしょうか。夏の最後にヒヤッする思い出を作りましょう。入場は無料です。

回 8月21日(土)

午後7時30分～午後8時30分

定員 1組2人以内で10組限定

申込方法 当日の午後4時に町文化会館窓口で整理券を配布します。

申問 町文化会館 ☎0747-54-2110

ミニ企画展「戦争の記憶・2021」

8月5日(木)～16日(月)

戦後76年、戦争の記憶を語り継ぐ展示等を行います。入場は無料です。

回 8月5日(木)～16日(月)

午前9時～午後5時

※ 8日(山の日・祝)～10日(火)は休館

所 町文化会館

展示内容

- ・パネル展(戦争カルタ・戦争紙芝居・戦地からの手紙・子どもたちの平和学習)
- ・戦争関連映像の放映



申問 町文化会館 ☎0747-54-2110

夏のイベント情報

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催が中止・変更となる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

東京2020オリンピック・パラリンピック 聖火リレートーチ展示

7月12日(月)～18日(日)

東京2020オリンピック聖火リレートーチおよび東京2020パラリンピック聖火リレートーチを下記の日程と場所で展示します。

・回 7月12日(月) 午後3時
～7月16日(金) 午後3時

所 町役場1階 町民ホール

・回 7月17日(土)～18日(日)
午前9時～午後5時

所 町文化会館 ひだまりホール入口

問 町役場 社会教育課 ☎0747-52-5549

7/25(日) 第8回ウォーターバルーン バトル参加者募集

町商工会青年部主催のウォーターバルーンバトルの参加チームを募集します。5人対5人のチーム対抗で水風船を投げ合い、互いの陣地にあるフラッグを奪い合うゲームです。



詳しくは、町商工会まで問い合わせてください。

回 7月25日(日) 午前10時から

所 町平畑運動公園

参加要件 1チーム最低5人以上(中学生以上)

定員 16チームまで(先着)

参加費 1チームにつき3,000円

申込期限 7月15日(木)

申問 町商工会事務局 ☎0747-52-9555

下澗商店街周辺の変遷

第7号

古くから、この町の中心商都として栄えた下澗商店街の変遷をみていきましょう。

4代目千石橋開通式・ゲート前(昭和38年5月)



初代千石橋が完成したのが明治25年のこと。下澗は一大商都として賑わっていた下市と直接結ばれ、その後、下澗地域に流通革命がもたらされました。

近鉄下市口駅周辺の様子(昭和40年ごろ)



鉄道が通った大正初期、岡崎通りは荷車や人力車の往来が激しく、旅人宿もあり、近鉄下市口駅周辺は交通の要地としての機能を果たしていました。

下澗商店街周辺の様子(昭和50年ごろ)



昭和に入ると、戦後の混乱期を乗り越えて町商工会を設立するなかで、下澗を中心とした商工業者の団結により、地域を発展させていきました。

懐かしい風景や知らなかった時代の風景を楽しめましたか？ぜひ、地元の歴史を調べてみてください。

問 町役場 総務課 ☎0747-52-5501

9/10
(金)

ラジオ公開録音 「上方演芸会」を開催

上方演芸会の公開録音を実施します。上方芸人による漫才、漫談など上方ならではの話芸の数々をお届けします。入場は無料です。

回 9月10日(金)

午後6時30分～午後8時

出演者

大木こだま ひびき、ミルクボーイ、立山センター・オーバー、スマイル、ブランケット



立山センター・オーバー ミルクボーイ ブランケット



大木こだま・ひびき スマイル

所 町文化会館 あらかしホール

主催 NHK奈良放送局、大淀町

申込方法

郵便往復はがき(私製を除く)に以下の必要事項を記入のうえ、申し込んでください。

【往信用裏面】

①郵便番号、②住所、③氏名、④電話番号、⑤希望人数(2人まで、2人の場合は、①～④をそれぞれ記入してください。)

【返信用表面】

①郵便番号、②住所、③氏名(代表者)

【返信用裏面】 無記入

※ 応募者多数の場合は、抽選とし、抽選結果等を発送します。

※ 記入に不備があった場合は無効となりますので注意してください。

申込締切 8月20日(金)必着

申込 町文化会館「上方演芸会」係

☎0747-54-2110

☎〒638-8501

大淀町桧垣本2090番地

スマートフォンの使い過ぎで、生活リズムが乱れたままに

生活のリズムをくずさないよう、利用時間を決めたり、学校の宿題や次の日の準備が終わるまでは使わないなどのルールを決めましょう。



ネットに流れた情報は取り返しがつかなくなる



メールや SNS 投稿は記録として残ります。信用している相手であっても、見られて困る動画や写真を撮らせたり、送ったりしないこと。また、自分や友だちの個人情報は絶対に流出ないようにしましょう。

歩きスマホ・ながらスマホは重大な事故につながる

道路や駅のホームでの「歩きスマホ」、自転車に乗りながらなどの「ながらスマホ」は自分だけではなく周りにとっても危険なため、絶対にしないようにしましょう。



困ったときの相談窓口

24時間子供 SOS ダイヤル ☎0120-0-78310

吉野警察署 ☎0747-53-0110

町教育委員会 学務課 ☎0747-52-1522

青少年を取り巻くネットトラブルとは？

青少年のインターネット利用が拡大する一方で、その利用はさまざまな危険と隣り合わせです。

夏休みに入る前に、もう一度、家庭でスマートフォンの利用について家族で話し合ったり、自分の使用方法を見直したりしましょう。また、スマートフォンのことで困ったことがあった場合は、すぐに家族や先生に相談するようにしましょう。

スマホのルールを考えよう

何気ない言葉でトラブルに発展



SNS やメールのやり取りは、表情が見えないために誤解を招くことがあります。言葉の使い方に注意し、友だちや人の悪口をネットに書きこまないようにしましょう。



ネット上だけでは、相手の本当の姿が分かりません

出会い系サイトや SNS による被害から身を守るために、フィルタリングサービス(有害サイトアクセス制限)を使いましょう。

公共施設を利用する際の

安全とマナーについて

公共の場の使用について

大淀健民運動場、北野運動場、旭ヶ丘運動場、平畑運動公園などのグラウンドおよび駐車場の利用時においては、花火の使用や近隣住民に迷惑がかかる行為は禁止されています。ごみ等についても利用者が責任をもって処理してください。

また、川遊びの機会が多くなるこの季節、河川敷にはごみの置き去りが多発します。河原へのごみの置き去りは不法投棄にあたり、法律により罰せられます。きれいな河川を守るためにはみなさんのマナーが必要です。誰もが気持ちよく利用できるよう、ルールとマナーの遵守にご協力をお願いします。

グラウンド・駐車場等の利用について

グラウンド・駐車場での花火は危険です

花火の使用は、以下のことから禁止しています。

- 公園内の芝生や植物等に影響を与えたり、枯草等に引火し火災発生の原因となるため。
- 近隣住民や施設に対し、煙や臭いの被害、騒音など非常に危険であり、迷惑となるため。



目的外利用の駐車はやめましょう

運動場および公園の駐車場は、施設利用者のためのものです。施設を利用する目的以外の駐車はしないでください。



☎ 町役場 社会教育課 ☎0747-52-5549

7月・8月は、吉野川マナーアップキャンペーン

美しい河川敷を守りましょう

毎年、河川敷では川遊びやバーベキューのごみの置き去りや不法投棄があとを絶ちません。空き缶、ペットボトル、ビニール袋、未使用の食材が多く見られます。悪質な場合は、未使用の炭、バーベキューコンロ、キャンプ用具等がそのまま放置されています。

これらのごみは、景観を悪化させるだけでなく、自然分解されず、河川環境に重大な悪影響をおよぼします。豊かな河川環境は吉野地域の大切な財産です。次世代にこの財産を残していくことができるように、川遊びやバーベキューのごみは各自で持ち帰りましょう。

☎ 町役場 環境整備課 ☎0747-52-5548



▲河川敷に置き去りにされたごみ

けんこうガイド

☎ 町役場 健康こども課 (町保健センター)
☎0747-52-9403



母子健康手帳等の交付について

母子健康手帳・妊婦健康診査補助券は町保健センターで交付しています。妊婦のマイナンバーがわかるものを持ってきてください。

健康相談 8月5日(木)

[乳幼児] 午前9時30分～午前11時(要予約)
身体計測や、保健師・栄養士による健康・育児相談
[成人] 午後2時～午後4時
尿検査、血圧測定、禁煙相談(要予約)、保健師や栄養士による健康相談

母子保健

健康診査・予防接種の料金は無料です。場所は町保健センターで行います。

●子どもの健康診査

内容	実施日	受付時間	対象生年月日
3～4か月児健康診査	8月24日(火)	午後1時～午後4時	令和3年3月24日～令和3年5月24日
9～10か月児健康診査			令和2年9月24日～令和2年11月24日
3歳6か月児健康診査	7月26日(月)		平成29年10月24日～平成30年1月26日

※ 乳幼児健診の受付時間などの詳細は、個別に通知します。

●子どもの教室・相談 ※ 予約が必要な教室・相談は3日前までに予約してください。

健診内容	実施日	受付時間	定員	内容
産前・産後のセルフケア教室(予約制)	7月16日(金)	午前10時～ 午前11時30分	3組	ゆるりヨガ 対象:妊娠中・産後のお母さん
モグモグ離乳食講座	8月6日(金)	①午前9時～ ②午前10時30分～	5組	離乳食中期(2回食)の講座
1回食離乳食レッスン(予約制)		午後1時30分～		離乳食後期(1回食)の進め方
おっぱい・ミルク相談(予約制)	7月13日(火) 8月10日(火)	①午前9時30分～ ②午前10時30分～	各回1組	授乳、離乳食、育児などの相談

成人保健

予防接種の料金は無料です。場所は町保健センターで行います。

●集団検診(要予約・先着順) 申し込み、検診の詳細内容は町保健センターへ問い合わせてください。

検診・内容	実施日・受付時間	対象	場所・料金	定員
大腸がん検診	7月27日(火) 午前9時～午後3時	満40歳以上の町民	町保健センター 【満40～64歳】200円 【満65歳以上】100円	100人
乳がん検診 (視診・触診・問診・ 乳房X線撮影)	令和4年2月26日ま での毎週火・金曜日(祝 日・年末年始を除く) 午後1時	満40歳以上の町民(女性) ※ 令和2年度に受診してい ない人	南奈良総合医療センター 【満40～49歳】1,000円 【満50～64歳】900円 【満65歳以上】200円	火曜日 4人 金曜日 3人

●個別検診 胃がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診は個別検診も実施しています。医療機関で個別に受診するための受診票を発行しますので、詳しくは町保健センターへ問い合わせてください。

●41歳～57歳生まれの男性の風しん予防接種

実施日	受付時間
7月14日(水)	①午前9時40分～午前10時50分 ②午後1時10分～午後2時20分
対象	
昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性(予防接種は抗体検査の結果、陰性の人のみ)	

※ 平成26年4月以降に抗体検査を受け、結果記録を持っている人は、抗体検査を受けずに予防接種を受けることができます。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種のお知らせ

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種券を7月中に下記の対象者へ発送します。



実施期間	場所	自己負担金
令和3年8月～ 令和4年3月	県内の契約医療機関	3,000円
対象		
肺炎球菌ワクチンを1回も受けたことがない、本年度に満65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人		

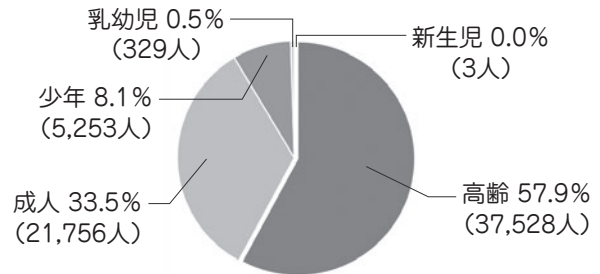
熱中症にならないために！



熱中症は命に関わる危険な症状です

令和2年6月から9月の熱中症の救急搬送数累計は、全国で64,869人でした。年齢区分別では、高齢者が最も多く、次いで成人、少年、乳幼児、新生児の順になっています。熱中症は正しく対策を行うことで防げます。しっかりと予防に努めましょう。

熱中症救急搬送年齢区分別割合(令和2年6月～9月)



消防庁「令和2年(6月から9月)の熱中症による救急搬送状況」より

熱中症を引き起こす主な3つの要素

- 環境** 気温の高さ・湿度の高さ・風の弱さ
- からだ** 乳幼児・高齢者・体調不良
暑さに慣れていない など
- 行動** 激しい運動・慣れない運動・長時間の屋外作業・水分補給できない状況など

マスク着用による熱中症のリスク

マスクを着けると、皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気付かないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなり、熱中症のリスクが高くなります。マスクを着用しているときは、負荷のかかる作業や運動を避け、適宜マスクをはずして休憩を取るようによしてください。

熱中症は正しく対策を

日常生活の中で、暑さに対する工夫をしましょう。初夏や梅雨明け・夏休み明けなど、体は熱さに慣れていないのに気温が急上昇するときは特に危険です。無理せず徐々に体を慣らすようにしましょう。

シーズンを通して、暑さに負けない体づくりを

こまめにとろう 水分 程よくとろう 塩分 快適に保とう 睡眠環境 栄養を考えた 適切な食事

※ 心臓や腎臓、その他持病をお持ちの方は、水分や塩分の取り方について、かかりつけの医師に相談しましょう。

熱中症の応急処置

救急車を待っているあいだにも、現場で応急処置をすることで症状の悪化を防ぐことができます。

① 涼しい場所に移動しましょう



クーラーが効いた室内や風通しが良い日かげに移動し、安静にしましょう。

② 衣服を脱がし、体を冷やして体温を下げましょう



氷枕や保冷剤で両側の首筋やわき、足の付け根などを冷やします。水をかけて、うちわでおくことでも体を冷やせます。

③ 塩分や水分を補給しましょう



おう吐の症状や意識がない場合は、誤って水分が気道に入る危険性があるので、無理に水分を飲ませるのはやめましょう。

Library information

7月4日は、語呂合わせから梨の記念日です。大淀町・大阿太高原について記された貴重な資料「大阿太高原のあゆみ 梨山への道」(発行/大淀町果樹組合)では、梨の生産が始まった歴史を読み解くことができます。ぜひ、大淀町と梨の歴史を学んでみてください。



7月 図書館カレンダー July

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
1	2	3	4	5	6	7

文化会館・図書館ともに休みの日
 図書館が利用できない

問 町立図書館 ☎ 0747-54-2120

リサイクルブックフェを開催します

図書館で利用を終えた図書や利用者のみなさんから寄せられた古本を無料で持ち帰っていただきリサイクルブックフェアを開催します。フェア終了後に残った図書や雑誌は、図書館前にて自由に持ち帰りできるコーナーに設置します。なお、図書、雑誌がなくなり次第、終了します。

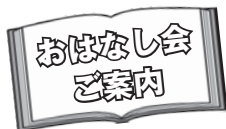
日 7月31日(土) 午前10時～午前11時30分 所 町文化会館中央通路・ホワイエ

古本募集

不要になった本を図書館へお持ちください。申し込みは不要です。

受付期限 7月28日(水)まで 持ち込みの冊数 1件につき、50冊まで

図書の種類 一般書、文庫本、児童書、絵本 ※ 本の状態、内容によっては受付できない場合があります。



町文化会館ひだまりホールで行います。

- **こどものためのおはなし会**
7月10日(土) 午後2時30分～
7月18日(日) 午後3時～
- **大人のための朗読会 響**
7月25日(日) 午後2時～

- ・「握手」『ナイン』より 著/井上ひさし
- ・「最後の一句」 著/森鷗外
- ・「プチトマトの逆襲」『女の甲冑着たり脱いだり毎日が戦なり』より 著/ジェーン・スー ほか

English Lesson

Teresa



今月のフレーズ
"drew a blank"
度忘れをする

Katherine



今回のフレーズは、何かを聞かれて答えが分からないときや、思い出せないときに使います。「drew a blank」を直訳すると、ハズレくじを引くという意味ですが、転じて、反応や答えを得られないという意味の表現になります。

Examples(例)

- ・ I was too nervous so I "drew a blank" during that interview. It was like I couldn't say anything.
面接のときに緊張して、何も話せなくなった。
- ・ The teacher asked me for the math problem's answer, but I "drew a blank".
先生に数学の問題の答えを求められたけれど、分からず答えられなかった。

28 地域おこし協力隊通信

地域おこし協力隊卒業に向けて、新規就農者として大淀町で活動し、大淀町を農業で盛り上げていきます。



今年も田植えを行いました！私たちは、無肥料・無農薬で除草剤も使用しないお米づくりに取り組んでいます。除草剤を使わないので、手作業の除草作業が大変ですが、お米の収穫を楽しみに気合いを入れてがんばっていきたいと思います。 農業振興担当 吉川 和正・沙知子

きてみて！幼稚園



雨の合間の晴れた日には、夏の日差しが降り注ぐようになりました。お天気の日はお外で思いっきり遊ぼうね！

活動報告



大淀西部幼稚園

砂場で泥んこ遊びに夢中の子どもたち。水や土とたくさんふれあって、自然に親しむことを大切にしようね。



大淀東部幼稚園

大淀希望ヶ丘小学校2年生のお兄ちゃん・お姉ちゃんと一緒に田植えをしました。おいしいお米ができますように☆

わくわくルーム

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、1学期間中はわくわくルームを中止とさせていただきます。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

大淀西部幼稚園

☎0745-67-1766

📍大淀町今木779-4

✉seibu-you@town.oyodo.lg.jp

大淀東部幼稚園

☎0746-32-0264

📍大淀町中増61-2

✉toubu-you@town.oyodo.lg.jp

☆両園ともに、園庭開放はこれまで通り行っています。

毎週火曜日 午後2時～午後3時

子育てサークルちびっこランド

大淀町地域子育て支援センターは、子育て中の保護者のリフレッシュや相談など、育児をサポートしています。

感染症予防のため、各活動につき親子10組程度の予約制で実施しています(活動によっては2部制で実施の場合があります)。参加希望者は、電話で予約してください。また、参加前に自宅での検温と体調チェック、入室前に手指消毒と保護者はマスクの着用をお願いします。

活動時間(要予約・2部制)

1部:午前10時～午前11時30分

2部:午後0時30分～午後2時

※ 祝日は実施しません。

• 赤ちゃんクラス…毎週火曜日
季節の制作、ベビーマッサージ、ママのヨガ、「いのちのお話し」講座など

• ちびっこクラス…毎週月・水曜日
七夕あそび、ワイワイたいむ、季節の制作、親子体操、運動あそび、水あそびなど

• ママのクラス

7月14日(水) 浴衣の着付けレッスン

8月2日(月) マヤ歴と子育て

自由開放(室内) ※ 5組まで

木・金曜日 午前10時～午後2時

屋外あそびの森開放

月～金曜日 午前10時～午後2時

育児相談 随時受付しています。

*各日程の活動内容は、Facebookかホームページを確認してください。

*感染症の感染拡大状況によって、活動が変更または中止となる場合があります。

📍大淀町地域子育て支援センター

☎0747-53-0377

📍大淀町桧垣本2096



お知らせ

マイナンバーカード 休日臨時交付窓口(予約制)

7月の開設日時

7月10日(土)、25日(日)

8月の開設日時

8月14日(土)、29日(日)

各日、午前8時30分～正午

マイナンバーカードの申請を行い、受け取りが可能となっている人で、町役場開庁時間内に来られない人のために、休日臨時交付窓口を開設しています。予約は受け取り希望日直前の金曜日の午前中までに、町役場人権住民保険課まで連絡してください。予約がない日は窓口を開設しません。なお、マイナンバーカードの申請等には行えません。

預けて安心！自筆証書 遺言書保管制度

遺言書を作成したときは、法務局の保管制度をご利用ください。自筆証書遺言書を法務局で保管することにより、

遺言書の紛失や改ざん、隠ぺいの心配がなくなります。また、家庭裁判所の検認が不要となります。なお、保管の申請には手数料として1通につき3900円が必要です。

※ 本制度の申請手続きには予約が必要です。

HP <http://houmukyoku.noi.go.jp/nara/>

☎ 奈良地方法務局供託課

☎ 0742-23-5456

・奈良地方法務局五條支局

☎ 0747-22-2484



募 集

禁煙川柳・禁煙ポスターを募集します

町保健センター(健康こども課)では、町民を対象に禁煙をテーマとした川柳とポスターを募集しています。優秀作品は、禁煙支援・受動喫煙防止の啓発に使用されます。作品は1人2点まで、未発表のものに限りです。

【禁煙川柳】

募集内容

禁煙支援や受動喫煙防止に

関する五七五調の川柳

申込方法

①応募箱

町保健センター内に設置している専用応募箱と応募用紙にて提出してください。

②メールの場合

・件名に「川柳応募」と入力し、作品、氏名、ペンネーム(氏名の公表を希望しない場合)、住所、職業、電話番号、メールアドレスを記入し、町保健センター宛に送信してください。

・応募後、町保健センターから受信確認のメールを送信します。町保健センターからのメールが確認でき次第応募手続き完了とします。

申込締切 9月3日(金)

【禁煙ポスター】

募集内容

たばこに関する健康被害・環境などに関するポスター

申込方法

応募作品を町保健センターに提出してください。

応募様式

四つ切り画用紙(38センチメートル×54センチメートル)を使用し、メッセージを

火遊び・花火による火災の防止

夏は、花火のシーズンです。しかし、取り扱い上の不注意から毎年火災が発生しています。この夏を素敵な思い出にするためにも、以下のことに注意しましょう。

花火をする際の注意事項

- ①子どもだけで花火をしない。
- ②周りに燃えやすい物がないか確認する。
- ③水バケツを準備して確実に火を消す。
- ④風の強い日は花火をしない。



☎ 奈良県広域消防組合 大淀消防署

☎ 0747-52-1199

※ 県下(奈良市、生駒市を除く)の119番通報は橿原市の通信指令課に繋がります。

町健康づくりセンター

(ミズノウェルネス大淀)



①こどもあそびサマースクール

3歳から年長のお子さんを対象として、運動遊びや工作遊びを通して、基礎的な体力を育み、集中力を高めるプログラムを開催します。

☎ 8月19日(木) 午前10時～午後3時

申込締切 7月15日(木)

定員 10人(先着順)

参加費 2,500円

弁当・飲み物・着替え・上靴・タオルを持参してください。

②夏の子ども短期教室

【1クール】 ☎ 7月28日(水)～30日(金)

【2クール】 ☎ 8月25日(水)～27日(金)

申込開始 7月21日(水)

※ ①②いずれも参加申し込みは直接受付窓口に来ていただくか、電話で申し込んでください。

☎ 町健康づくりセンター ☎ 0746-34-5501



電話案内

町役場(代表)	0747-52-5501
文化会館	0747-54-2110
図書館	0747-54-2120
上下水道部	0747-52-0137
中央公民館	0747-52-1524
保健センター	0747-52-9403
児童センター	0747-52-8319
桜ヶ丘総合センター	0747-52-5402
旭ヶ丘総合センター	0746-32-5189
杉本記念文化センター	0746-32-2489
平畑体育館	0747-52-6234
南奈良総合医療センター	0747-54-5000
南和広域美化センター	0747-52-3253
社会福祉協議会	0747-52-1941
地域包括支援センター	0747-52-7760
大淀消防署	0747-52-1199
吉野警察署	0747-53-0110
道の駅吉野路大淀iセンター	0747-54-5361
健康づくりセンター	0746-34-5501
シルバー人材センター	0747-54-5522
高齢者ふれあい活動センター	0747-54-5533
パークゴルフ場	0745-67-0543

なら犯罪被害者支援センターでは、犯罪や事故の被害者やその家族をサポートする犯罪被害者等支援員(ボランティア)を募集しています。書類選考のうえ、養成講座を受講していただきます。

申込締切 7月31日(土)

申込人数 20人程度

犯罪被害者等支援ボランティアを募集

入れてください。

申込締切 9月3日(金)

町保健センター

☎ 0747-52-9403

✉ hoken-sen@town.oyodo.lg.jp

応募資格

県内在住の成人(70歳未満)

活動内容

① 毎月2回程度(輪番制)の電話相談

② 病院や警察、裁判傍聴への付き添い支援等

申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ、なら犯罪被害者支援センターへ郵送またはFAXしてください。なお、申込書は同センターのホームページからダウンロードできます。

問 なら犯罪被害者支援センター

☎ 0742-26-6935

☎ 0742-95-7560

住 下630-8215

奈良市東向中町6番地

放送大学10月生募集

放送大学では、令和3年度第2学期(10月入学)の学生を募集しています。

放送大学はテレビやラジオの放送やインターネットを通して学ぶ通信制の大学で、さまざまな分野を学ぶことができます。家庭で学びたい、働きながら学びたいなど、さまざまな目的で幅広い世代の人が学んでいます。詳しくは、放送大学奈良学習センターにお問い合わせください。

申込締切 9月14日(火)

問 放送大学奈良学習センター

☎ 0742-20-7870

相談

●人権相談

日 平日午前9時~午後4時
(土・日曜日、祝日を除く)

所 大淀町役場

問 大淀町役場人権施策推進室

☎ 0747-52-5542

●教育相談(要予約)

日 火~金曜日
午前10時~午後4時

所 大淀町適応指導教室

問 大淀町適応指導教室

☎ 0746-34-5016

●心配ごとと合同相談

日 毎月第2・第4水曜日
午後1時~午後3時

所 大淀町役場

問 大淀町社会福祉協議会

☎ 0747-52-1941

●住宅増改築相談

住宅リフォームや増改築の相談をお受けします。お気軽にお問い合わせください。

問 県建築協同組合中吉野支部

☎ 0747-52-9971

●無料法律相談(要予約)

日 7月16日(金)
午後1時~午後4時

所 吉野町役場

問 吉野町役場町民税務課

☎ 0746-32-3081

日 8月16日(月)
午後1時~午後4時

所 下市町役場

問 下市町役場住民保険課

☎ 0747-52-0001

日 9月16日(木)
午後1時~午後4時

所 大淀町役場

問 大淀町役場人権住民保険課

☎ 0747-52-5538

●消費生活相談

日 毎週木曜日
午後1時~午後4時

所 吉野町役場

問 吉野町役場町民税務課

☎ 0746-32-3081

●無料交通事故相談

日 毎月第2火曜日
午前10時~午後3時

所 大淀町役場

問 県安全・安心まちづくり推進課

☎ 0742-27-8731

●児童相談

日 8月13日(金)
午前10時30分~午後4時

所 吉野町中央公民館

問 高田こども家庭相談センター

☎ 0745-22-6079

◆法テラス

身近な法的トラブルについてお気軽にお問い合わせください。

問 法テラス奈良

☎ 050-3383-5450

問 法テラス南和法律事務所
(下淵やすらぎビル内)

☎ 050-3383-0025

MY TOWN OYODO

大淀町民憲章(平成3年11月1日制定)

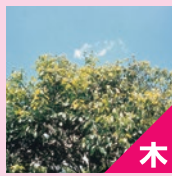
わたくしたちは、吉野の、川と緑の恵みを守り、豊かな文化と活力ある南和の中核都市をめざし、この憲章を制定します。

- 1. わたくしたちは、緑と水と心のきれいな町をつくります。
- 1. わたくしたちは、互いに人権を尊び、共に生きるあたたかい町をつくります。
- 1. わたくしたちは、すぐれた郷土を愛し、文化と教養の香りたかい町をつくります。
- 1. わたくしたちは、スポーツに親しみ、健康で仕事に励む活気ある町をつくります。
- 1. わたくしたちは、老人を敬い、子どもの夢を育て、生きがいのある町をつくります。



花

梨花



木

アラカシ

人のうごき

令和3年5月31日現在

- 人口 16,903人 (-33)
男 8,102人 (-22)
女 8,801人 (-11)
 - 世帯数 7,411 (-7)
- () 内は前月との比較

ほっぴい あまいる



なかがわ がく
中川 楽久くん

(平成27年5月16日生まれ)

なかがわ はるひ
中川 晴陽くん

(平成29年11月15日生まれ)

母からのコメント

笑顔の絶えない
毎日をありがとう!

(桧垣本)



このコーナーの「すまいる」の写真を
お待ちしております。申し込みは、町
役場企画政策課まで。

広告

広告

広告

広告は、町の新たな財源の創出を図るために掲載しています。みなさまのご理解とご協力をお願いします。